

○住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

平成二十五年二月一日規則第三号

改正

平成二六年 二月一二日規則第六号
平成二六年一〇月二一日規則第六一号
平成二六年一二月 五日規則第六六号
平成二七年 五月二二日規則第四三号
平成二八年 三月二五日規則第九号
平成二八年一〇月二五日規則第七五号
平成二八年一二月 二日規則第七九号
平成三〇年 三月二三日規則第八号
平成三〇年 六月 八日規則第三九号
平成三一年 二月 一日規則第四号
令和 元年一〇月一八日規則第二〇号
令和 二年 三月三一日規則第三八号
令和 二年一〇月二〇日規則第五九号
令和 三年 六月二二日規則第三三三号
令和 五年 三月三一日規則第九号
令和 六年 三月二九日規則第二三三号
令和 六年一〇月一八日千葉県規則第五八号
令和 七年一二月二三日千葉県規則第七八号
令和 八年 九月二九日千葉県規則第四七号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十四年千葉県条例第八十四号。以下「住基条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(住基条例別表第一の規則で定める事務)

第二条 住基条例別表第一の事務のうち規則で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

(住基条例第二条第二号の規則で定める事務)

第三条 住基条例第二条第二号に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号。以下「番号利用条例」という。）別表第一第一号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校若しくは中等教育学校（後期課程に限る。以下同じ。）又は専修学校（高等課程に限り、准看護師の養成を目的とするものを除く。）の設置者に対して交付する授業料の減免に要する経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四条 住基条例第二条第二号に規定する番号利用条例別表第一第二号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、私立の高等学校又は中等教育学校の設置者に対して交付する入学金の負担を軽減するための経費に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(住基条例別表第二の規則で定める事務)

第五条 住基条例別表第二の下欄の事務のうち規則で定めるものは、別表第二の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定めるとおりとする。

(住基条例第三条第二号の規則で定める事務)

第六条 住基条例第三条第二号に規定する番号利用条例別表第一第三号に掲げる事務のうち規則で定めるものは、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条の規定により支弁すべき経費を除く。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第七条 住基条例第四条第一号及び第二号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスク

（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成十四年総務省告示第三百三十四号）の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月十二日規則第六号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十一月二十一日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一住基条例別表第一第二十二号の規則で定める事務の項の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月五日規則第六十六号）

この規則は、平成二十七年二月一日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日規則第四十三号）

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、別表第一住基条例別表第一第二十四号の規則で定める事務の項及び同表住基条例別表第一第二十五号の規則で定める事務の項の改正規定は同年五月二十九日から、第二条の改正規定は同年十月五日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十月二十五日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二日規則第七十九号）

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年六月八日規則第三十九号）

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則（平成三十一年二月一日規則第四号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年十月十八日規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第三十八号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年十月二十日規則第五十九号）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「第五条」を「第七条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月二十二日規則第三十三号）

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日規則第九号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年十月十八日千葉県規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年十二月二十三日千葉県規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条）

住基条例別表第一第四号の規則で定める事務	一 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認を するために必要な情報の提供 二 県民の安否の確認
住基条例別表第一第五号の規則で定める事務	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十五条第四項の提出に係る宗教法人の代表役員又はその代務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

住基条例別表第一第六号の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第七号の規則で定める事務	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第九号の規則で定める事務	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十号の規則で定める事務	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十九年法律第百九号）第三条第一項の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十一号の規則で定める事務	千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号） 第五条第十二項 に規定する者（以下「特定債務者等」という。）を除く。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十三号の規則で定める事務	一 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号。以下この項において「法」という。）第八条第一項の審査及び整理に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認 二 法第十条第二項（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の調査に関する事務の対象となる者の氏名又は住所の確認
住基条例別表第一第十四号の規則で定める事務	一 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する受給者証の記載事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第十五号の規則で定める事務	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この項において「法」という。）第八条第二項の措置のうち、法第六条第一項の規定による通告に係る児童又は当該児童の保護者（法第二条に規定する保護者をいう。）の氏名、住所又は生年月日の確認
住基条例別表第一第十七号の規則で定める事務	千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人（特定債務者等を除く。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第十八号の規則で定める事務	千葉県理学療法士等修学資金貸付条例（昭和五十八年千葉県条例第一号）第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人（特定債務者等を除く。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第二十号の規則で定める事務	千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）第五条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人（特定債務者等を除く。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第二十二号の規則で定める事務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十三条第一項の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対す

	る応答
住基条例別表第一第二十三号の規則で定める事務	一 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号。次号において「条例」という。）第三条第一項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第七条第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二十四号の規則で定める事務	一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。）第三十九条第一項の狩猟免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 法第四十六条第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 法第六十一条第四項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二十五号の規則で定める事務	一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「省令」という。）第七条第十一項又は第十二項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 二 省令第十一条の二第九項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 省令第十五条第六項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四 省令第四十二条第五項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第二十八号の規則で定める事務	一 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号。以下この項において「条例」という。）第十条の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第十三条第八項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三 条例第二十一条の三第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 四 条例第二十二条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第三十四号の規則で定める事務	千葉県青少年健全育成条例（昭和三十九年千葉県条例第六十四号）第十四条第一項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第三十五号の規則で定める事務	一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。）第十三条第三項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の設立の認証を受けた者の氏名又は住所の変更の事実の確認 二 法第四十二条の命令の対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認 三 法第四十三条第一項又は第二項の取消しの対象となる特定非営利活動法人の理事又は監事の氏名又は住所の変更の事実の確認 四 法第八十条各号のいずれかに該当すると認められる特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人の氏名又は住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第三十九号の規則で定める事務	一 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。次号において「法」という。）第五条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

	二 法第十六条第一項の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四十一号の規則で定める事務	一 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号。以下この項において「法」という。）第十七条の二第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 二 法第十七条の二第四項において読み替えて準用する同法第十条第一項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査 三 法第三十四条第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四 法第三十四条第五項の通知の受理又はその通知に係る事実についての審査
住基条例別表第一第四十二号の規則で定める事務	一 千葉県土採取条例（昭和四十九年千葉県条例第一号。次号において「条例」という。）第二条の二の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第二条の七の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第四十三号の規則で定める事務	就農のための研修を受ける青年に対する農業次世代人材投資資金の交付を受けた者又はその連帯保証人（特定債務者等を除く。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第一第四十四号の規則で定める事務	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
住基条例別表第一第四十五号の規則で定める事務	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の講習会の受講の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四十六号の規則で定める事務	一 千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例（平成十五年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十六条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第十八条第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
住基条例別表第一第四十七号の規則で定める事務	一 千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号。次号において「条例」という。）第十七条の二第一項又は第三項の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 条例第十七条の六第一項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

別表第二（第八条）

住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第一号の規則で定める事務	一 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 二 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査 三 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第二号の規則で定める事務	千葉県奨学資金貸付条例（昭和四十年千葉県条例第四十三号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人若しくは保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二教育委員会の項事務の欄第三号の規則で定める事務	千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例（昭和四十九年千葉県条例第七十四号）第六条第一項の規定による貸付けを受けた者又はその連帯保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

住基条例別表第二公安委員会の項事務の欄の規則で定める事務	一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この項において「法」という。）第五十一条の四第四項の命令の対象となる者（その者が法人である場合にあってはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあってはその代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二 法第五十一条の四第六項の通知の対象となる者（その者が法人である場合にあってはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあってはその代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 三 法第五十一条の四第十三項の督促の対象となる者（その者が法人である場合にあってはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあってはその代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 四 法第五十一条の四第十四項の徴収の対象となる者（その者が法人である場合にあってはその役員、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものである場合にあってはその代表者又は管理人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 五 法第百一条の七第二項の通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 六 法第百二条第二項から第四項までの命令の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認
住基条例別表第二選挙管理委員会の項事務の欄第一号の規則で定める事務	一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。次号において「法」という。）第八十六条第一項から第三項までの届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査 二 法第八十六条の四第一項又は第二項の届出の受理又はこれらの届出に係る事実についての審査
住基条例別表第二選挙管理委員会の項事務の欄第二号の規則で定める事務	公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十一条の告示に係る者の住所及び氏名の確認